

## 相次ぐ米軍ヘリコプターの不時着事故に対する意見書

平成30年1月6日夕方、米軍普天間基地所属のUH-1ヘリコプターが、うるま市の伊計島の砂浜に不時着した。現場は、民家から約100メートルの距離となっており、翌日には主回転翼が外され、8日午前には、海兵隊のCH-53E大型輸送ヘリコプターがつり下げて撤去し、米軍施設に移送された。昨年1月にも伊計島では、AH-1Z攻撃ヘリコプターが農道に不時着事故を起こしている。

8日午後4時45分ごろには、読谷村儀間の廃棄物処分場にAH-1Z攻撃ヘリコプターが不時着した。現場は、リゾートホテルから250メートル、民家から数百メートルの距離となっており、観光客や農業者などを巻き込みかねない重大事故であるにもかかわらず翌日には平然と所属基地へと飛び戻った。今回の民間地への不時着事故はこれまでの悲惨な事故を想起させ、地域住民を墜落の不安と恐怖に陥れている。

昨年末の宜野湾市での2度の部品落下事故、米軍嘉手納基地に暫定配備されたF-35Aによるパネル落下事故と頻発しており、米軍の安全管理体制の欠如に激しい憤りを禁じ得ない。また、米国のシンクタンクの報告書によると予算削減や部品調達の遅れ、整備要員の不足により十分な整備が行き届いていない現状が示唆されており、危険極まりない米軍機の飛行は断じて許されない。

我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は実質的に放置されているといつても過言ではない。相次ぐ米軍による事件や事故に対し、県民の懸念や不信感は頂点に達している。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 すべての米軍機の飛行訓練を即時禁止させること。
- 2 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置し、事件・事故の再発防止と具体的な解決策を早期作成・公表・実施すること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 4 在沖米海兵隊の即時撤退を行わせ、すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。
- 5 米軍普天間基地を早期返還されること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年1月15日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣　　外務省特命全権大使（沖縄担当）　　沖縄防衛局長